

倫理委員会に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、定款施行細則第24条に基づき、倫理委員会の運営について定めるものである。

2 倫理委員会は、定款第3条及び第4条に基づいて行われる本医学会の診療・研究に関わる倫理的問題を審議することを目的とする。

(役割)

第2条 本委員会が扱う倫理問題の範囲と役割は以下のとおりとする。

- (1) 本医学会が行う事業と運営方法、制定する規則の倫理的問題の審議
- (2) マスコミ等社会から要請のあった倫理的問題の審議
- (3) 定款第10条(会員の除名)に関して倫理的問題が生じたときの審議
- (4) 会員の研究、診療に関して倫理的疑義が提起されたときの審議
- (5) 本医学会が行う委員会活動(調査研究等)で生じる倫理的側面の支援
- (6) 学会誌投稿規程の倫理的側面に関する支援
- (7) その他、理事長から諮問のあった事項の審議

(委員の構成)

第3条 本委員会は副理事長、その他の理事1名、代議員2名及び医師以外の会員又は有識者の計5名をもって構成する。

- 2 委員は、理事会の議を経て理事長が委嘱する。
- 3 副理事長を除く委員の任期は2年とし再任を妨げない。但し、連続して3期を超えることができない。
- 4 本委員会は、必要に応じて特別委員を加えその意見を聞くことができる。
- 5 特別委員は委員長が招聘する。

(委員長・副委員長)

第4条 委員長は、副理事長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を統括する。
- 3 副委員長は、委員である理事又は代議員の中から委員長が指名する。
- 4 副委員長は委員長の職務を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(小委員会)

第5条 委員長は必要に応じ、若干名からなる小委員会を設置することができる。

- 2 小委員会委員長は、本委員会委員の理事が務める。
- 3 小委員会委員長は、必要に応じて臨時委員を招聘し意見を聞くことができる。

- 4 小委員会の議事及び調査結果等は、小委員会委員長が委員長に報告する。

(会 議)

第6条 本委員会は、理事長から諮問のあったとき開催する。

- 2 本委員会は委員長が召集し、委員長はその議長となる。
- 3 本委員会は、4名以上の委員が出席しなければ議事を開き議決することはできない。
- 4 本委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長が決する。
- 5 審議の結果は委員長が理事長に報告する。

附 則

本内規は、平成17年6月16日より施行する。

附 則

本内規は、平成26年11月29日より施行する。